

エンジェル税制 企業要件判定シート

- 企業要件判定シートは申請企業が都道府県に確認申請を行う前に簡易判定が可能なツールです。
- 企業要件判定シートはダウンロードの上、操作をして下さい。（ブラウザで操作を行うと正しい判定ができない場合があります。）
- 次頁以降の青いボタンを選択（クリック）して判定を進めてください。
- 本シートに関するご不明な点は、以下の窓口へご連絡ください。

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課
〒100-8912東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-1767
E-mail：angeltax@meti.go.jp

はじめに

事前確認制度を利用したい

払込みの前に企業要件を確認申請します。

事前確認を申請しようとする日（申請日）を基準として判定してください。

（※ 事前確認を受けた企業も、払込みのあった日も同様に要件を満たしている必要がございます。）

払込み後にまとめて申請する

払込みの後に企業要件を確認申請します。

払込みのあった日（払込期日）を基準として判定してください。

企業要件の判定スタート



▶個人からの直接の払込みを想定しています。 民法組合等を経由した払込みについては別途ご相談ください。

中小企業要件

中小企業（以下の要件）に該当しますか？

業種	資本金の額		従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	又は	300人以下
卸売業	1億円以下	又は	100人以下
サービス業	5,000万円以下	又は	100人以下
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
ゴム製品製造業 ^{※2}	3億円以下	又は	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	又は	300人以下
旅館業	5,000万円以下	又は	200人以下

◆補足

- ・資本金の額又は従業員数のどちらかを満たしていれば中小企業に該当します。
- ・例えば製造業の場合、資本金が3億円を超えていても従業員数が300人以下であれば、中小企業に該当します。

はい

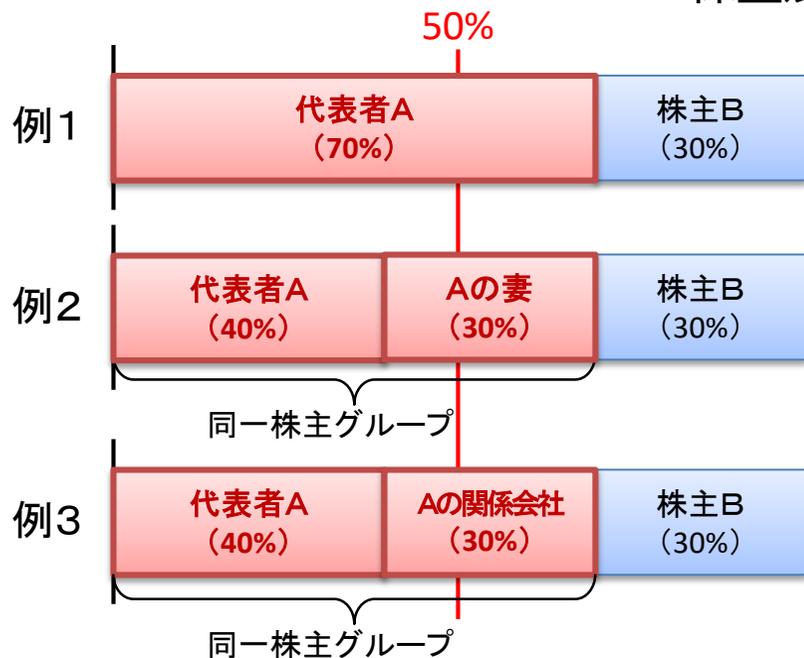
いいえ

(対象外)

特定の株主要件①

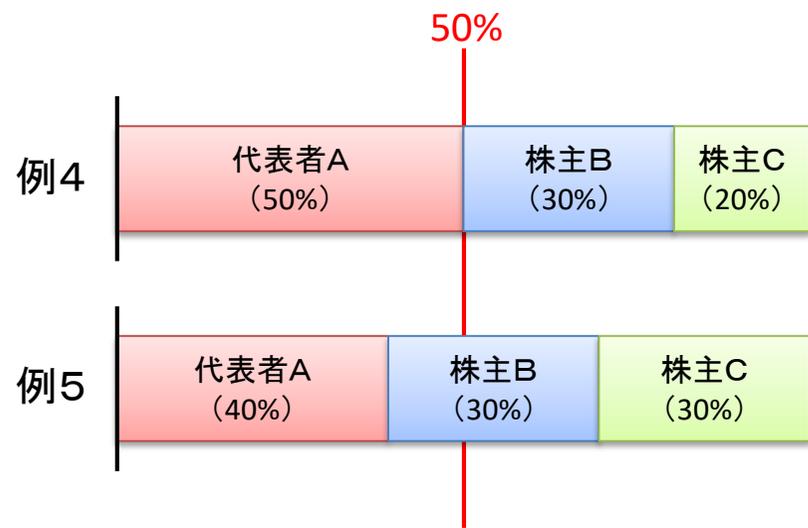
発行済株式の総数の50%を超えて保有する
株主グループがいますか？

株主及びその親族、その関係会社等詳細は[こちら](#)



例1~3

はい



例4・5

いいえ

(参考) 株主グループについて

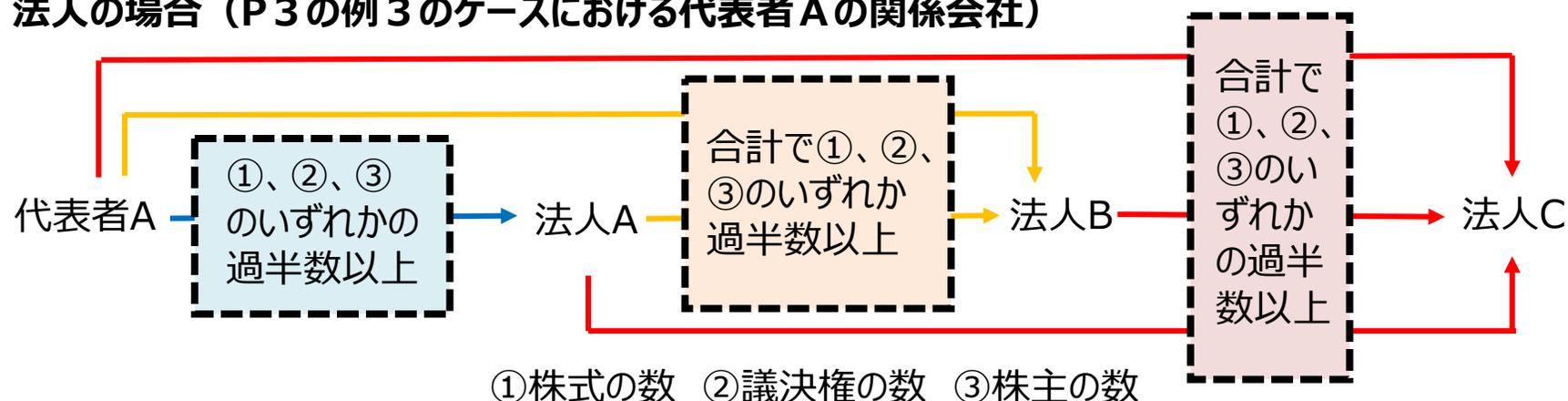
P3に戻る

※ 特定の株主グループの定義についてはQ&AのQ5 1. をご参照下さい。

個人の場合 (P3の例2のケースにおける代表者Aの妻以外に同一株主グループに含まれる者)

1. 代表者Aの親族 (= 配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族)
2. 代表者Aと婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(= 内縁関係や事実婚の配偶者)
3. 代表者Aの使用人 (= 代表者A個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。)
4. 1.~3.の者以外で代表者Aから受け取る金銭等によって生計を維持している者
(= 1.~3.以外で代表者A個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者)
5. 2.~4.の者と生計を一にする者の親族 (= 生計が同一の者。同居の有無は問わない。)

法人の場合 (P3の例3のケースにおける代表者Aの関係会社)



(注意) 株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合は、その株主も合算の対象に含まれる場合があります (= 同一の株主とみなされます)。ご注意ください。

特定の株主要件②

その株主グループが保有する株式は
発行済株式の総数の $5/6$ （約83.3%）を超えますか？



※ちょうど5/6の場合は「超えない」

例1

超える
(対象外)

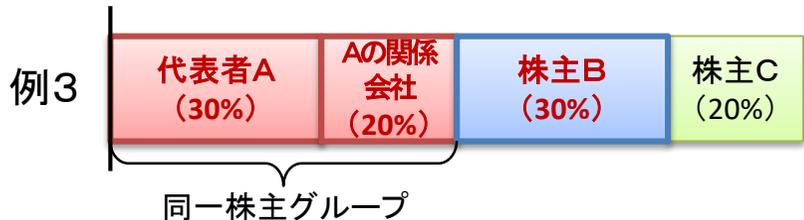
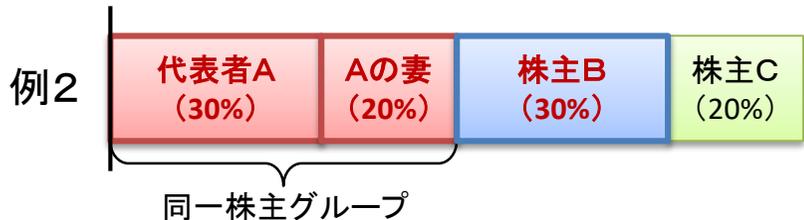
例2

超えない

特定の株主要件③

発行済株式の総数の30%以上を保有する
株主グループがいますか？

→ 株主及びその親族、その関係会社等詳細は[こちら](#)



例1~3

はい

例4

いいえ

(参考) 株主グループについて

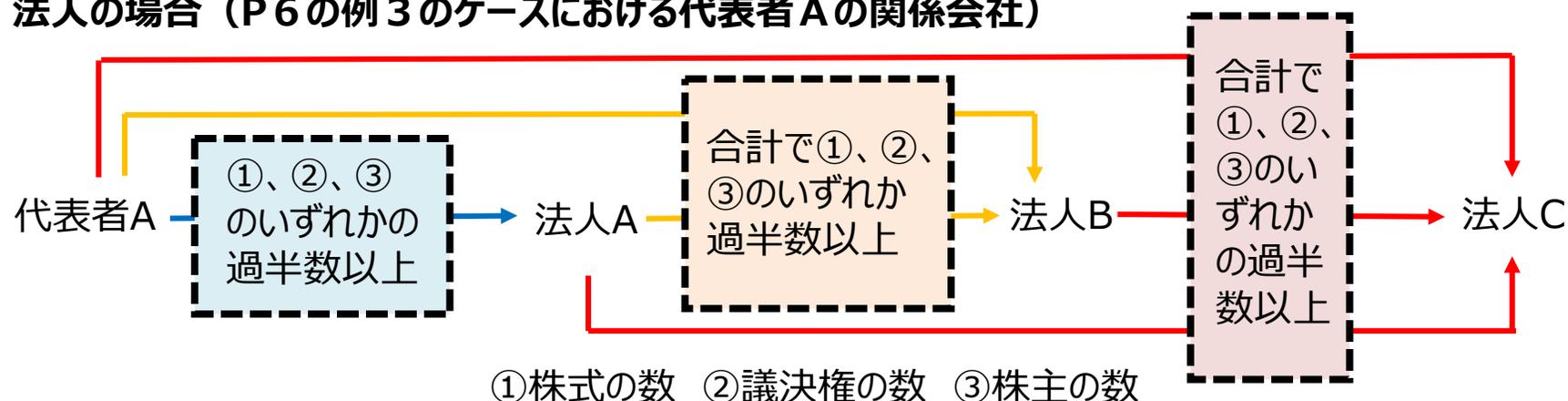
P 6に戻る

※ 特定の株主グループの定義についてはQ&AのQ 5 1. をご参照下さい。

個人の場合 (P 6 の例 2 のケースにおける代表者Aの妻以外に同一株主グループに含まれる者)

1. 代表者Aの親族 (= 配偶者のほか、6 親等内の血族、3 親等内の姻族)
2. 代表者Aと婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(= 内縁関係や事実婚の配偶者)
3. 代表者Aの使用人 (= 代表者A 個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。)
4. 1. ~ 3. の者以外で代表者A から受け取る金銭等によって生計を維持している者
(= 1. ~ 3. 以外で代表者A 個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者)
5. 2. ~ 4. の者と生計を一にする者の親族 (= 生計が同一の者。同居の有無は問わない。)

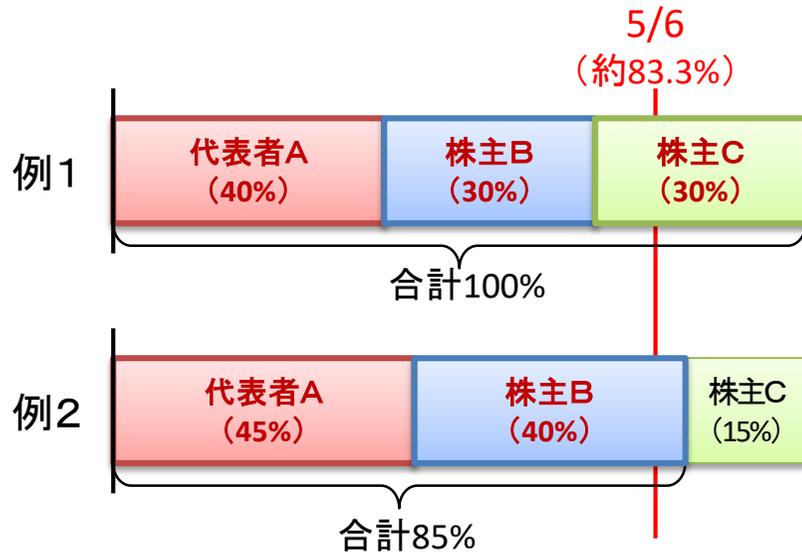
法人の場合 (P 6 の例 3 のケースにおける代表者Aの関係会社)



(注意) 株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合は、その株主も合算の対象に含まれる場合があります (= 同一の株主とみなされます)。ご注意ください。

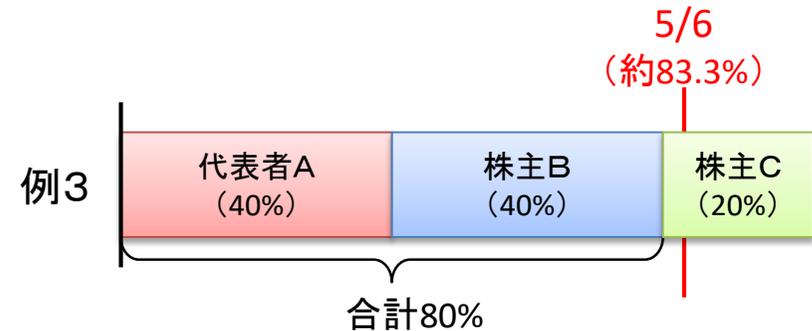
特定の株主要件④

その株主グループが保有する株式の合計数が
発行済株式の総数の $5/6$ (約83.3%)を超えますか？



例1・2

超える
(対象外)



例3

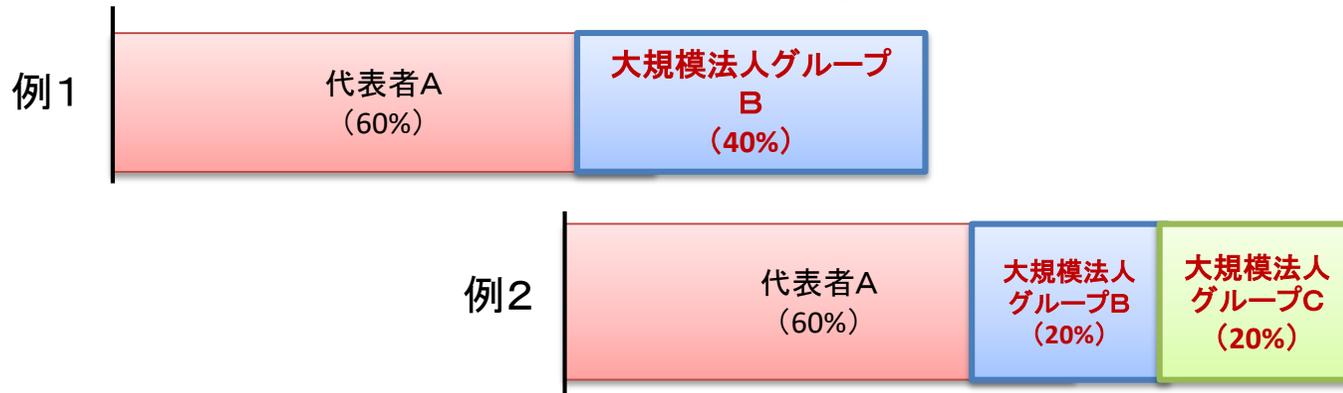
超えない

※ちょうど5/6の場合は「超えない」

大規模法人要件①

大規模法人グループからの投資を受けていますか？

大規模法人（＝資本金1億円超若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人）グループについては[こちら](#)



例1

1つの大規模法人
グループから
受けている

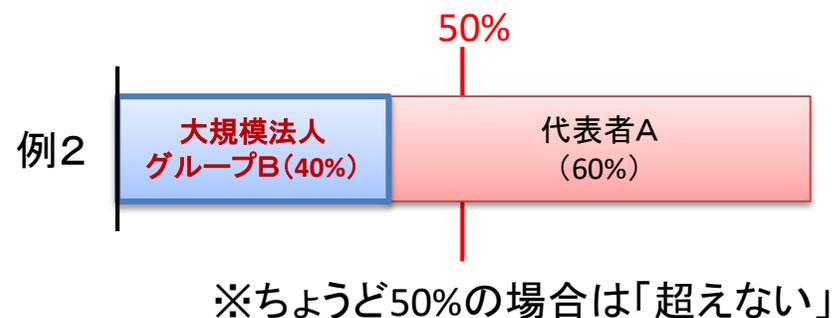
例2

複数の大規模法人
グループから
受けている

受けていない

大規模法人要件②

その大規模法人グループが保有する株式は
発行済株式の総数の50%を超えますか？



例1

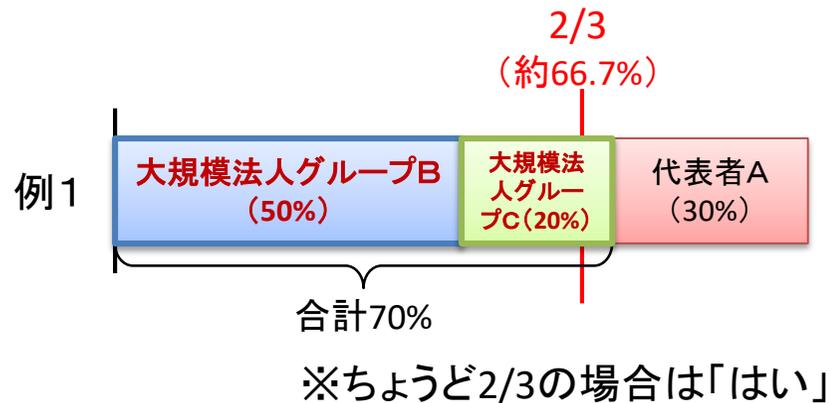
超える
(対象外)

例2

超えない

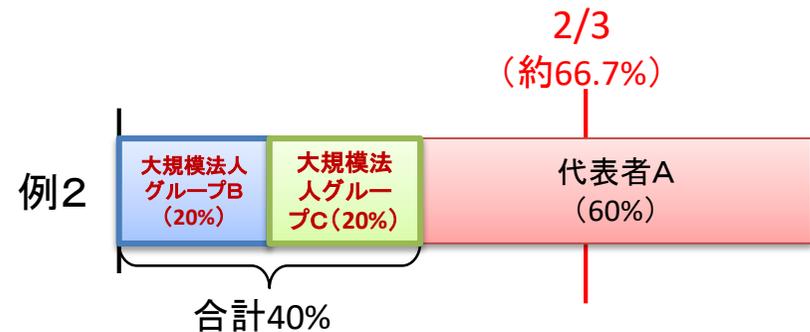
大規模法人要件③

それらの大規模法人グループが保有する株式の合計数は発行済株式の総数の $2/3$ （約66.7%）以上ですか？



例1

はい
(対象外)



例2

いいえ

未上場要件等①

未登録・未上場の株式会社ですか？

◆株式会社

- 日本の会社法（商法）に基づいて設立された株式会社を対象となります。
- 会社法施行前から存続している「特例有限会社」も対象となります。
- 合名会社、合資会社、合同会社は対象外となります。

はい

いいえ

(対象外)

未上場要件等②

風俗営業等に該当する事業を行う会社ですか？

◆風俗営業等とは

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。具体例としては、世間一般として認識されている風俗営業に加えて、キャバクラ・ホストクラブ・ナイトクラブ・ダンスホール・麻雀屋・パチンコ店・バー（照度が10ルクス以下などの条件あり）・一部のメイド喫茶も含まれます。

はい

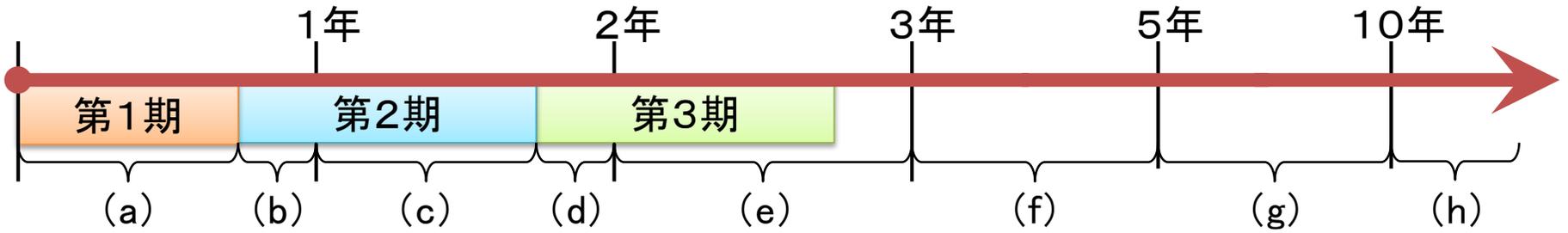
(対象外)

いいえ

新規性要件

設立日から基準日まではどの期間に該当しますか？

基準日については[こちら](#)



(a) 1年未満かつ最初の事業年度を未経過

(b) 1年未満かつ最初の事業年度を経過

(c) 1年以上かつ第2期事業年度を未経過

(d) 2年未満かつ第2期事業年度を経過

(e) 2年以上3年未満

(f) 3年以上5年未満

(g) 5年以上10年未満

(h) 10年以上

(対象外)

基準日については以下のいずれかとなります。

- ① 払込期日が定められている場合：払込期日*¹
- ② 払込期間が定められている場合：払込日（出資の履行をした日）*¹
- ③ 会社設立時の出資でエンジェル税制を適用する場合：会社成立の日
- ④ 事前確認制度を利用する場合*²：申請日

*¹ 登記事項証明書の資本金の額が変更した日と払込期日や出資の履行をした日は原則同日である必要があります。変更登記の際はご注意ください。

*² 事前確認制度を利用した場合においても、払込期日（払込期間が定められている場合は出資の履行をした日）時点で、引き続き全ての要件を満たしている必要があります。ご注意ください。

払込期日、払込期間等の詳細については、Q & A Q 2 9をご参照下さい。

新規性要件 (a-A/B)

研究者または新事業活動従事者（常勤）が2人以上
かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方

◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

例1

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★
従業員C	◎	

例2

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	
従業員C	◎	★

例3

代表取締役A	◎	★
アルバイトC		

◎:常勤 ★:新事業活動従事者

例1、例2

はい

例3

いいえ

(対象外)

新規性要件 (b-1)

第1期の営業活動によるキャッシュ・フローが赤字ですか？

◆ 営業活動によるキャッシュ・フロー

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ（製造）、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

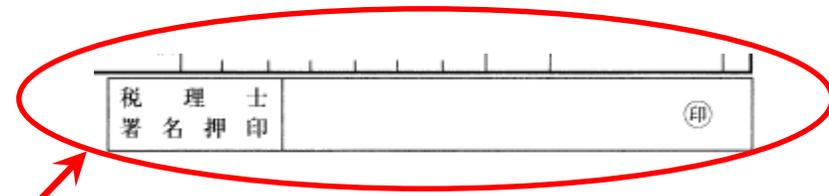
はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (b-2)

第1期の確定申告書別表一には
税理士が署名していますか？



はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (b-A)

研究者または新事業活動従事者（常勤）が2人以上
かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

例1

代表取締役A	◎	★	代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★	取締役B	◎	
従業員C	◎		従業員C	◎	★

例2

代表取締役A	◎	★	代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★	取締役B	◎	
従業員C	◎		従業員C	◎	★

例3

代表取締役A	◎	★
アルバイトB		

◎:常勤 ★:新事業活動従事者

◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方

◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

例1、例2

はい

例3

(対象外)

どちらか選択

第1期の試験研究費等が収入金額（売上高）の
5%を超えますか？

はい

どちらも当てはまらない

(対象外)

◆試験研究費等

・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用
(詳細はQ&A Q43に記載)

新規性要件 (b-B)

研究者または新事業活動従事者（常勤）が2人以上
かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

例1

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★
従業員C	◎	

例2

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	
従業員C	◎	★

例3

代表取締役A	◎	★
アルバイトB		

◎:常勤 ★:新事業活動従事者

例1、例2

はい

例3

(対象外)

どちらか選択

第1期の試験研究費等が収入金額（売上高）の
3%を超えますか？

はい

どちらも当てはまらない

(対象外)

◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方

◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用

(詳細はQ&A Q43に記載)

新規性要件（c-1）

第1期の営業活動によるキャッシュ・フローが赤字ですか？

◆ 営業活動によるキャッシュ・フロー

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ（製造）、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

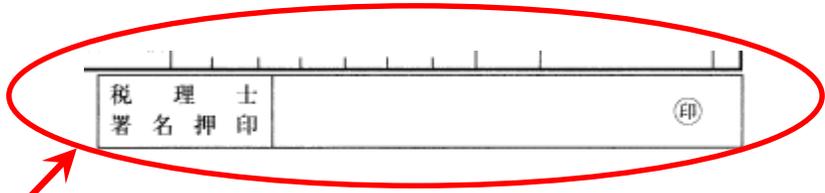
はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (c-2)

第1期の確定申告書別表一には
税理士が署名していますか？



はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (c-A)

新事業活動従事者（常勤）が2人以上
かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

例1

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★
従業員C	◎	

例2

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	
従業員C	◎	★

例3

代表取締役A	◎	★
アルバイトB		

◎:常勤 ★:新事業活動従事者

例1、例2

はい

例3

(対象外)

どちらか選択

第1期の試験研究費等が収入金額（売上高）の
5%を超えますか？

はい

どちらも当てはまらない

(対象外)

◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方

◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用

(詳細はQ&A Q43に記載)

新規性要件 (c-B)

新事業活動従事者（常勤）が2人以上
かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

例1

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★
従業員C	◎	

例2

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	
従業員C	◎	★

例3

代表取締役A	◎	★
アルバイトB		

◎:常勤 ★:新事業活動従事者

例1、例2

はい

例3

(対象外)

どちらか選択

第1期の試験研究費等が収入金額（売上高）の
3%を超えますか？

はい

どちらも当てはまらない

(対象外)

◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方

◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用

(詳細はQ&A Q43に記載)

新規性要件（d-1）

第1期・第2期の営業活動によるキャッシュ・フローが
ともに赤字ですか？

◆ 営業活動によるキャッシュ・フロー

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ（製造）、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

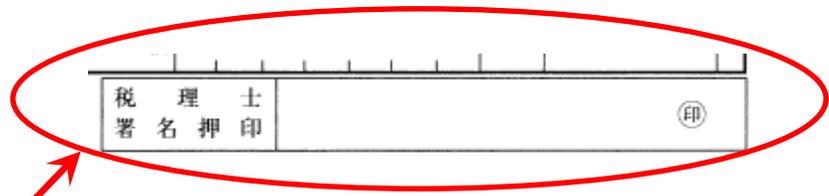
はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (d-2)

第2期の確定申告書別表一には
税理士が署名していますか？



はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (d-A)

新事業活動従事者（常勤）が2人以上かつ
常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

例1

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★
従業員C	◎	

例2

代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	
従業員C	◎	★

例3

代表取締役A	◎	★
アルバイトB		

◎:常勤 ★:新事業活動従事者

例1、例2

はい

例3

(対象外)

いずれか選択

第2期の試験研究費等が収入金額
(売上高)の5%を超えますか？

はい

いずれか選択

第1期・第2期間の売上高成長
率が25%を超えますか？

はい

いずれも当てはまらない

(対象外)

◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する
方や、新規製品やサービスが市場において認
知されるために必要となる広告宣伝や市場調
査の企画を行う方

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に
係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、
技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の
開始のために特別に支出する費用
(詳細はQ&A Q 4 3に記載)

◆売上高成長率

$$\left(\frac{\text{第2期の売上高}}{\text{第1期の売上高(1年換算)}} - 1 \right) \times 100$$

新規性要件 (d-B)

新事業活動従事者（常勤）が2人以上かつ
常勤の役員・従業員の10%以上ですか？

例1			例2		
代表取締役A	◎	★	代表取締役A	◎	★
取締役B	◎	★	取締役B	◎	
従業員C	◎		従業員C	◎	★

例3		
代表取締役A	◎	★
アルバイトB		

◎: 常勤 ★: 新事業活動従事者

◆ 新事業活動従事者
新規製品やサービスの企画・開発に従事する
方や、新規製品やサービスが市場において認
知されるために必要となる広告宣伝や市場調
査の企画を行う方

例1、例2
はい

いずれか選択

例3
(対象外)

第2期の試験研究費等が収入金額
(売上高)の3%を超えますか？

はい

いずれか選択

◆ 試験研究費等
・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に
係る試験研究のために特別に支出する費用
・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、
技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の
開始のために特別に支出する費用
(詳細はQ&A Q 4 3に記載)

第1期・第2期間の売上高成長
率が25%を超えますか？

はい

いずれも当てはまらない
(対象外)

◆ 売上高成長率

$$\left(\frac{\text{第2期の売上高}}{\text{第1期の売上高(1年換算)}} - 1 \right) \times 100$$

新規性要件 (e-1)

第1期から前事業年度までの
営業活動によるキャッシュ・フローが
すべて赤字ですか？

◆ 営業活動によるキャッシュ・フロー

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ（製造）、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

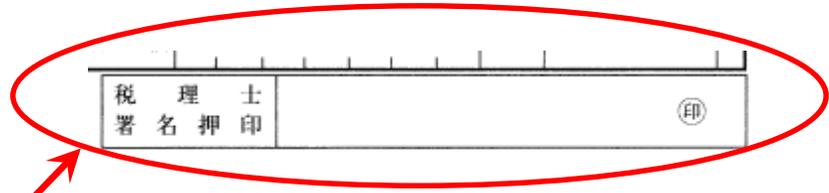
はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (e-2)

前事業年度の確定申告書別表一には
税理士が署名していますか？



はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (e-A)

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の5%を超えますか？

はい

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
 - ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用
- (詳細はQ&A Q43に記載)

どちらか選択

前事業年度以前の売上高成長率が25%を超えますか？

はい

◆売上高成長率

$$\left(\frac{\text{前事業年度の売上高}}{\text{前々事業年度の売上高}} - 1 \right) \times 100$$

または

$$\left(\sqrt[n]{\frac{\text{前事業年度の売上高}}{\text{最初の事業年度の売上高}}} - 1 \right) \times 100$$

n=第2期から前事業年度までの事業年度の数

どちらも当てはまらない

(対象外)

新規性要件 (e-B)

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の
3%を超えますか？

はい

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用
(詳細はQ&A Q43に記載)

どちらか選択

前事業年度以前の売上高成長率が
25%を超えますか？

はい

◆売上高成長率

$$\left(\frac{\text{前事業年度の売上高}}{\text{前々事業年度の売上高}} - 1 \right) \times 100$$

または

$$\left(\sqrt[n]{\frac{\text{前事業年度の売上高}}{\text{最初の事業年度の売上高}}} - 1 \right) \times 100$$

n=第2期から前事業年度までの事業年度の数

どちらも当てはまらない

(対象外)

新規性要件 (f-1)

第1期から前事業年度までの
営業活動によるキャッシュ・フローが
すべて赤字ですか？

◆ 営業活動によるキャッシュ・フロー

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ（製造）、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

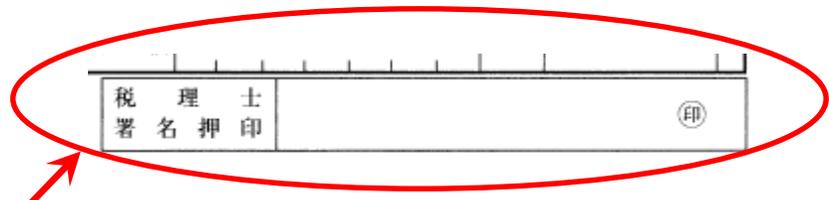
はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (f-2)

前事業年度の確定申告書別表一には
税理士が署名していますか？



はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (f-A)

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の
5%を超えますか？

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用
(詳細はQ&A Q 4 3に記載)

はい

いいえ

(優遇措置 A 対象外)

新規性要件 (f-B)

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の
3%を超えますか？

はい

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
 - ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用
- (詳細はQ&A Q43に記載)

どちらか選択

前事業年度以前の売上高成長率が
25%を超えますか？

はい

◆売上高成長率

$$\left(\frac{\text{前事業年度の売上高}}{\text{前々事業年度の売上高}} - 1 \right) \times 100$$

または

$$\left(\sqrt[n]{\frac{\text{前事業年度の売上高}}{\text{最初の事業年度の売上高}}} - 1 \right) \times 100$$

n=第2期から前事業年度までの事業年度の数

どちらも当てはまらない

(対象外)

新規性要件 (g-B)

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の
5%を超えますか？

◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用
(詳細はQ&A Q 4 3に記載)

はい

いいえ

(対象外)

企業要件のクリア (a-A/B)

P15に戻る

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置 A、優遇措置 B の適用可能)

※ 優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを適用するかは、対象となる株主が選択します。

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

事前確認ありの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

事前確認なしの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ア」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 2）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑧ 研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
- ⑨ 事業計画書（事業概要、売上高見込、経営者の略歴）
- ⑩ 法人設立届出書

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 7）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ア」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式 7）

②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）

⑥払込日の株主名簿（払込後）

⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）

⑧研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容

⑨事業計画書（事業概要、売上高見込、経営者の略歴）

⑩法人設立届出書

⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか

⑯個人が取得した株式についての株式申込証

⑰払込みがあったことを証する書面

⑱投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(b・c-A/B 役員・従業員要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置A、優遇措置Bの適用可能)

※ 優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを適用するかは、対象となる株主が選択します。

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

事前確認ありの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

事前確認なしの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「イ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 2）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑧ 研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
- ⑩ 設立の日における貸借対照表
- ⑫ 設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書
- ⑬ 申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表 1（税理士が署名したもの）
- ⑭ 法人事業概況説明書

払込み後の 確認

- ① 確認申請書（様式 7）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「イ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式7）

②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）

⑥払込日の株主名簿（払込後）

⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）

⑧研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容

⑪設立の日における貸借対照表

⑫設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書

⑬申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表1（税理士が署名したもの）

⑭法人事業概況説明書

⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか

⑯個人が取得した株式についての株式申込証

⑰払込みがあったことを証する書面

⑱投資契約書（参考10に基づいた契約書又は契約書と参考11-1に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(b・c・d・e・f-A/B 試験研究費等要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置A、優遇措置Bの適用可能)

※ 優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを適用するかは、対象となる株主が選択します。

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

事前確認ありの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

事前確認なしの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ウ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 2）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑪ 設立の日における貸借対照表
- ⑫ 設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書
- ⑬ 申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表 1（税理士が署名したもの）
- ⑭ 法人事業概況説明書

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 7）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ウ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式 7）
②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
⑥払込日の株主名簿（払込後）
⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
⑪設立の日における貸借対照表
⑫設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書
⑬申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表 1（税理士が署名したもの）
⑭法人事業概況説明書
⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
⑯個人が取得した株式についての株式申込証
⑰払込みがあったことを証する書面
⑱投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(d・e-A/B 売上高成長率要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置A、優遇措置Bの適用可能)

※ 優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを適用するかは、対象となる株主が選択します。

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

事前確認ありの場合

事前確認なしの場合

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置A)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

申請に必要な書類
(優遇措置Bのみ)

◀ 最初に戻る

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「エ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 2）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑪ 設立の日における貸借対照表
- ⑫ 設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書
- ⑬ 申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表 1（税理士が署名したもの）
- ⑭ 法人事業概況説明書

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 7）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「エ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式 7）

②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）

⑥払込日の株主名簿（払込後）

⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）

⑪設立の日における貸借対照表

⑫設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書

⑬申請日が属する年度の前年度の確定申告書別表 1（税理士が署名したもの）

⑭法人事業概況説明書

⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか

⑯個人が取得した株式についての株式申込証

⑰払込みがあったことを証する書面

⑱投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア (a-B)

P15に戻る

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置 B の適用可能)

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

申請に必要な書類
(事前確認あり)

申請に必要な書類
(事前確認なし)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「オ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 1）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑧ 研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 6）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「オ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式6）
②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
⑥払込日の株主名簿（払込後）
⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
⑧研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
⑯個人が取得した株式についての株式申込証
⑰払込みがあったことを証する書面
⑱投資契約書（参考10に基づいた契約書又は契約書と参考11-1に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(b・c-B 役員・従業員要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置 B の適用可能)

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

申請に必要な書類
(事前確認あり)

申請に必要な書類
(事前確認なし)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「カ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 1）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ③ 申請日が属する年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑧ 研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 6）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「カ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式6）
②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
③払込日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書
⑥払込日の株主名簿（払込後）
⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
⑧研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
⑯個人が取得した株式についての株式申込証
⑰払込みがあったことを証する書面
⑱投資契約書（参考10に基づいた契約書又は契約書と参考11-1に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(b・c・d・e・f-B 試験研究費等要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置 B の適用可能)

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

申請に必要な書類
(事前確認あり)

申請に必要な書類
(事前確認なし)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「キ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 1）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ③ 申請日が属する年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 6）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「キ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式6）
②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
③払込日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書
⑥払込日の株主名簿（払込後）
⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
⑯個人が取得した株式についての株式申込証
⑰払込みがあったことを証する書面
⑱投資契約書（参考10に基づいた契約書又は契約書と参考11-1に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(d・e・f-B 売上高成長率要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置 B の適用可能)

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

申請に必要な書類
(事前確認あり)

申請に必要な書類
(事前確認なし)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ク」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 1）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ③ 申請日が属する年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ④ 申請日が属する年度の前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 申請日が属する年度の前々々事業年度までの貸借対照表及び損益計算書
（売上高成長率を、第1期から前事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率で算出する場合のみ）
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 6）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 10 に基づいた契約書又は契約書と参考 11 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ク」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式6）

②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）

③払込日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書

④払込日が属する年度の前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑤払込日が属する年度の前々々事業年度までの貸借対照表及び損益計算書
（売上高成長率を、第1期から前事業年度までの売上高を相乗平均した伸び率で算出する場合のみ）

⑥払込日の株主名簿（払込後）

⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）

⑧研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容

⑨株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか

⑩個人が取得した株式についての株式申込証

⑪払込みがあったことを証する書面

⑫投資契約書（参考10に基づいた契約書又は契約書と参考11-1に基づいた覚書のセット）

企業要件のクリア

P15に戻る

(g-B 試験研究費等要件クリア)

判定の結果、企業要件を満たします。
(優遇措置 B の適用可能)

以下のいずれかを選択して申請に必要な書類をご確認下さい。

申請に必要な書類
(事前確認あり)

申請に必要な書類
(事前確認なし)

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ケ」・事前確認あり)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

事前確認時

- ① 確認申請書（様式 1）
- ② 登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
- ③ 申請日が属する年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 申請日における株主名簿
- ⑦ 常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
- ⑧ 研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容

払込み後の確認

- ① 確認申請書（様式 6）
- ② 都道府県より交付された事前確認書
- ③ 特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書（様式 8）
- ④ 株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
- ⑤ 個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥ 払込みがあったことを証する書面
- ⑦ 登記事項証明書（写し可）
- ⑧ 投資契約書（参考 1 0 に基づいた契約書又は契約書と参考 1 1 - 1 に基づいた覚書のセット）
- ⑨ 払込日の株主名簿（払込後）

申請に必要な書類

(確認申請の手引きパターン「ケ」・事前確認なし)

- ◆ 詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください。
- ◆ 番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています。

①確認申請書（様式6）
②登記事項証明書（3ヶ月以内の原本）
③払込日が属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書
⑥払込日の株主名簿（払込後）
⑦常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・労災保険に関する書類や賃金台帳等）
⑧研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
⑮株式の発行を決議した「株主総会の議事録」、「取締役会の議事録」、「取締役による決定があったことを証する書面」のいずれか
⑯個人が取得した株式についての株式申込証
⑰払込みがあったことを証する書面
⑱投資契約書（参考10に基づいた契約書又は契約書と参考11-1に基づいた覚書のセット）

対象外

いずれかの要件を満たさないため、エンジェル税制の対象外です。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課
〒100-8912東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-1767
E-mail: angeltax@meti.go.jp